

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路一・三・二号高速外環状道路、三・四・八十五号入谷東西線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

八潮市大字八條字入谷及び字白鳥の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部
都市計画課、八潮市都市整備部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン
課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで